

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、三菱製紙健康保険組合という。

(組合の事務所等)

第3条 この組合の事務所は、次の場所に置く。
東京都墨田区両国二丁目10番14号

(付則)

1. 昭和43年 4月 1日 兵庫県高砂市高砂町栄町105番地に従たる事務所（関西支部）
設立
2. 平成 4年 4月 1日 青森県八戸市大字河原木字青森谷地に従たる事務所（東北支部）
設立
3. 従たる事務所 兵庫県高砂市高砂町栄町105番地
従たる事務所 青森県八戸市大字河原木字青森谷地 の削除は届出の日から施行し、
平成14年 4月 1日から適用する。
4. この規約は、平成24年7月17日から施行する。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は次の通りとする

三菱製紙株式会社	東京都墨田区
三菱製紙労働組合	東京都墨田区
三菱王子紙販売株式会社	東京都墨田区
東邦特殊パルプ株式会社	栃木県小山市
三菱製紙エンジニアリング株式会社	西日本事業部 兵庫県高砂市

(付則)

1. 平成9年7月1日 東邦特殊パルプ株式会社 編入
2. 中川紙業株式会社 東京都葛飾区 の削除は届出の日から施行し、平成13年7月1月から適用する。
3. 平成15年4月1日 エム・ピー・エム・シェアードサービス株式会社 編入
4. 三菱製紙株式会社 中川工場 東京都葛飾区 の削除は届出の日から 施行し、平成15年6月28日から適用とする。
5. 「三菱製紙労働組合 東京都葛飾区」を「三菱製紙労働組合 東京都千代田区」に改め、平成17年1月24日から施行する。
6. 「三菱製紙株式会社 北上工場 岩手県北上市」を「三菱製紙株式会社 北上事業所 岩手県北上市」に改め、平成17年4月1日から施行する。
7. 「エム・ピー・エム・シェアードサービス株式会社 東京都千代田区」の次に「北上ハイテクペーパー株式会社 岩手県北上市」を加え、認可の日から施行し、平成17年6月21日から適用する。
8. 「三菱製紙健康保険組合 東京都千代田区」を削り、平成17年7月21日から施行する。
9. 「三菱製紙株式会社白河工場を白河事業所に北上事業所を北上事業本部」に名称変更、「菱紙株式会社本社を東京都中央区から東京都千代田区」に所在地変更、「菱紙株式会社高砂営業所及び八戸営業所」を削り、平成22年7月1日から施行する。
10. 「三菱製紙販売株式会社 本社 東京都中央区」を「三菱製紙販売株式会社 東京都中央区」に改め、平成23年4月1日から施行する。
11. 「三菱製紙販売株式会社 大阪支店 大阪府中央区」を削り、平成23年4月1日から施行する。

12. 「KJ特殊紙株式会社 静岡県富士市」を追加し、認可の日から施行し、平成23年10月1日から適用する。
13. この規約は、平成24年7月17日から施行する。
14. 「同 高砂工場 兵庫県高砂市」、「同 八戸工場 青森県八戸市」、「同 京都工場 京都府長岡京市」、「同 白河事業所 福島県西白河郡」、「同 北上事業本部 岩手県北上市」を削り、平成29年12月1日から施行する。
15. 「三菱製紙販売株式会社 本社 東京都中央区」を「三菱製紙販売株式会社 東京都墨田区」に改め、令和元年5月7日から施行する。
16. 「三菱製紙販売株式会社 本社 東京都墨田区」を「三菱王子紙販売株式会社 東京都墨田区」に改め、令和元年11月1日から施行する。
17. 「エム・ピー・エム・シェアードサービス株式会社 東京都墨田区」を削り、令和2年10月1日から施行する。
18. 「北上ハイテクペーパー株式会社 岩手県北上市」を削り、令和5年4月1日から施行する。
19. 「菱紙株式会社本社」、「菱紙株式会社中川営業所」、「高砂紙業株式会社」、「菱工株式会社」を削り、令和6年4月1日から施行する。「三菱製紙エンジニアリング西日本事業部」を追加して、認可の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
20. 「KJ特殊紙株式会社」を削り、令和6年7月1日から施行する。